

令和2年 5月29日策定

令和2年10月 1日改訂

綾瀬市新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用等に関する ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症を踏まえた公共施設の利用等に関して、万全な感染防止策を講じ、安全な環境下において施設利用等を行い、集団感染等が起きるリスクを最小限とすることを目的とする。

2 公共施設の利用等の判断

施設ごとに総合的に判断して決定する。

なお、感染リスクの評価結果をもとに、以下の3つの条件『3密』が同時に重なる場合には、施設利用等の実施は自粛する。

- ① 『密閉』… 換気の悪い密閉空間
- ② 『密集』… 人が密集している空間
- ③ 『密接』… 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われる空間

以下の6つの項目について、感染リスクの評価を行い、感染防止対策が取られたものの利用を認める。

	項目	評価内容
1	開催規模	利用者数、参集範囲（どの地域から集まるか）等
2	開催場所	密閉、換気の状態 等
3	開催期間・開催時間	同一空間での滞在時間 等
4	施設利用者相互の距離・位置	近距離・近密な状況、対面 等
5	施設利用者の年齢層・健康状態	高齢者、基礎疾患を有する者 等
6	施設利用者の特定	不特定多数、特定の可否 等 ※公園を除く

3 施設利用者等にお願いする事項

(1) 事前の健康チェック

ア 施設利用に当たっては、自宅等において必ず検温を行う。検温をしていない場合の利用等は自粛を要請する。

イ 次の項目に該当する方は、利用自粛を要請する。

① 発熱の症状がある方（目安として体温 37.5 度以上、又は平常よりも熱がある）

② 風邪の症状のある方

③ 感染拡大している地域や国への渡航歴が 14 日以内にある方

ウ 健康状態に関する申告

施設の利用を開始するに当たっては、施設ごとに定められた様式に従って施設管理者に対して健康状態を申告する。

【様式例（個人用）】及び【様式例（団体用）】を参照

(2) 感染防止対策の徹底

ア 身体的距離の確保（できるだけ 2 m (最低 1 m)）

イ 発熱や咳などの症状がなくてもマスクを着用（咳エチケットの徹底）

ウ 手洗い・手指消毒の実施

エ 対面での会話をできるだけ避ける。

オ 施設利用後は、使用した用具等を利用者等がみずから消毒する。

カ 換気の悪い密閉空間にしないよう、1 時間に 1 回程度定期的に外気を取り入れる換気を行う。

キ 使用済みのマスクや鼻水、唾液などが付いたごみは、利用者等がみずから持ち帰る。

(3) 感染者発生時の協力要請

ア 施設利用者等で感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力

イ 濃厚接触者となった場合、感染可能期間の最終暴露から 14 日間を目安に健康観察をお願いする。（保健所の指示に従う。）

※ 感染可能期間：発熱等の症状出現の 2 日前から隔離開始までの期間

4 施設管理者等が配慮すること

(1) 全般的な事項

ア 利用に関する注意事項を定め、周知する。

イ 手指消毒の徹底

① 消毒液を設置する等、施設利用者の手指消毒が可能な体制を準備する。

② 手指消毒を徹底させるため、施設利用者等が適宜手指消毒できるような措置を行う。

③ 液体石けんによる手洗いを行える環境を確保する。

ウ 換気の悪い密閉空間にしないよう、1時間に1回程度定期的に外気を取り入れる換気を行う。また、換気設備の適切な運転・点検を実施する。

エ 人を密集させない環境（できるだけ2 m(最低1 m)）を確保するため、適切な間隔を保持できる収容人数を施設ごとに定める。

オ 大きな声を発声させない環境づくりを行う。

カ 共用部分の消毒を徹底する。

キ トイレの使用等

① 蓋のついた便器は、汚物を流す際に蓋を閉めるよう表示する。

② 混雑するときは、できるだけ2メートル（最低1メートル）の間隔を空けた整列を促す。

(2) その他

施設を利用させるにあたっては、必要性や感染防止対策等を踏まえ、十分な検討を行うものとする。

また、本ガイドラインに定めのない事項については、各施設の特性に応じた利用条件を定めることとする。

この際、内閣府「業種別ガイドライン」(令和2年9月24日時点)の定めによるものとする。